

廿三 公出ノ額ニハ工銀ノ出入マシキ自由イヌルコト
廿三 出立ノ簿部計各ニ二回ノ月支支給
支給スルコト

廿四 延滞者ニ補償各ノ額各ニハ同人ノ日給マシキ各ニ以
半二回ノ慰安會ノ開辦ニ辦費會挿ノ員計

廿五 計字平常マシキ四回以上支給スルコト

廿六 出立員其家ノ人宿料マシキスルコト

廿七 宿料ノ免給

廿八 共同水産ノ費用マシキスルコト

廿九 共同水産ノ費用ニハ難工員其ノ子孫計ニテ留リ支給ニ權
限共同水産ノ權限

三十 共同水産ノ費用ニハ難工員其ノ子孫計ニテ留リ支給ニ權
限共同水産ノ權限

財團法人協調會大阪支所

(廿四) 休憩時間ヲ十五分間延長

(廿五) 工場ノ時計ヲ正確ニスルコト

(廿六) 過剩労働ヲ強ヒザルコト

(廿七) 雨傘ヲ貸與スルコト

神崎工場歎願書提出ト同時ニ天満工場モ相呼應シテ同一歎願
書ヲ提出セント計畫シ居タルガ之ヲ確知シタル本社側ハ事重大
ナリトシ、同社重役坂田幹太及労働係主任片山展爾ノ兩氏ハ、
二十二日ヨリ來阪中ノ本會常務理事添田敬一郎氏ヲ其ノ旅館ニ
再三再四訪問シ、此ノ爭議ヲ未然ニ防グコトヲ懇願シタルガ、
添田 常務理事モ今ヤ關西方面ニ聖駕ノ行幸ノ決定セル折柄、
此爭議ノ發ハ如何ニモ 恐懼ノ至リナリト心痛サレ、日本勞
働組合同盟ヨリハ山名義鶴、總同盟大阪聯合會ヨリハ金政米吉
等ノ兩氏ヲ各別ニ宿舍ニ招待シ、此際ハ歎願書撤回サレタシ。